

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 17 年 12 月 27 日

【会社名】 株式会社ガーラ

【英訳名】 GALA INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊川 暁

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 12 番 22 号

【電話番号】 03(5778)0321 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 藤田 公司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 12 番 22 号

【電話番号】 03(5778)0321 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 藤田 公司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,000,000,000 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

銘柄	株式会社ガーラ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,000,000,000円
各社債の金額（円）	金2,500万円の1種
発行価額の総額（円）	金1,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円。 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成23年1月12日(水)
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円。 ただし、繰上償還の場合は本欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成23年1月12日にその総額を償還する。 (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。 (3) 当社は、平成18年7月12日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の30日以上前までに事前通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。 (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還すべき日の30日以上前までに、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を本欄第3項記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出することにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 (5) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (6) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 中央三井信託銀行株式会社 日本橋営業部</p>
募集の方法	その他の者に対する割当の方法による。 （注）2
申込証拠金（円）	該当事項なし

申込期間	平成18年1月12日（木）
申込取扱場所	中央三井信託銀行株式会社 本店 東京都港区芝3丁目33番1号
払込期日	平成18年1月12日（木）
振替機関・登録機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし
取得格付	該当事項なし

(注) 1 本「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」において、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		ゴールドマン・サックス・インターナショナル	
割当新株予約権付社債（額面）		金1,000,000,000円	
払込金額		金1,000,000,000円	
割当予定 先の内容	住所	英国 EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、ピーターボロー・コート	
	代表者の氏名	マイケル・シャーウッド	
	資本の額	165,599 千米ドル	
	事業の内容	証券業	
	大株主	ゴールドマン・サックス・ホールディングス(U.K.) ゴールドマン・サックス・グループ・ホールディングス (U.K.)	
当社との 関係	出資関係	割当予定先が保有している当 社の株式の数	なし
		当社が保有している割当予定 先の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

※ 出資関係の欄は、平成17年11月30日現在のものです。

3 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

4 財務代理人

中央三井信託銀行株式会社

5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできな

い。)

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項乃至第5項又は別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社又は当社の取締役もしくは監査役が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、又は会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。

6 社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

7 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

8 本社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、日本経済新聞にこれを掲載する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求（別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額（ただし、同欄第3項又は第4項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除した数（算出された当該数値の小数第2位までの部分を以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 2 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初218,000円とする。 3 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日（以下それぞれ「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、売買高加重平均価格（VWAP）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所（当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格（VWAP）の平均値の94%に相当する金額（1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適切と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が109,000円（以下「下限転換価額」という。ただし、本欄第4項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が436,000円（以下「上限転換価額」という。ただし、本欄第4項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

4 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \frac{1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}$$

- (2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については別記（新株予約権付社債に関する事項）（注）4の規定を準用する。

調整後転換価額

この場合に1株の100分の1未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (3) ① 転換価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、1,000円未満を切り捨てる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 5 本欄第3項又は第4項により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄第4項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,000,000,000円
---------------------------------	-----------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、本欄第1項記載の本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年1月13日から平成23年1月11日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 本店</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(2)号もしくは第(3)号により本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>2 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(4)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>3 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
新株予約権の消却事由及び消却の条件	消却事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- ① 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、機構を経由して、行使請求期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

5 新株予約権の行使後第一回目の配当金

行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

6 端株制度の廃止等に伴う取扱

当社が単元株制度の導入等により端株制度を廃止する場合又は端株の単位を変更する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,000,000,000	10,000,000	990,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額990,000,000円は、M&Aや資本提携の資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【追完情報】

1. 資本金の増減について

「第三部 組込情報」の有価証券報告書（第12期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (3)発行済株式総数、資本金等の推移」記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成17年12月27日）までの間に、以下のとおり増加しております。

有価証券報告書（第12期）提出日（平成17年6月29日）現在の資本金 （千円）	増加額（千円）	本有価証券届出書提出日（平成17年12月27日）現在の資本金 （千円）
618,821	71,615	690,436

（注）増加額は新株予約権の権利行使（21,375千円）及び第三者割当増資（50,240千円）によるものであります。

2. 事業等のリスクについて

「第三部 組込情報」の有価証券報告書（第12期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成17年12月27日）までの間において、特記すべき変更はありません。また、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においても、その判断に変更はありません。

第三部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	(第13期中)	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	平成17年12月22日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

該当事項なし